

里庄町告示第 59 号

里庄町定期予防接種等費用償還払いに関する実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 29 日

里庄町長 加藤 泰久

里庄町定期予防接種等費用償還払いに関する要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種及び同条第 5 項に規定する臨時の予防接種（以下「定期予防接種等」という。）の対象者で、町内に住所を有する者が、やむを得ない事情により、委託医療機関以外の医療機関において予防接種を受けた場合の費用の全部又は一部を償還することにより、予防接種を受ける機会の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 償還払いを受けることができる者（以下「対象者」という。）は町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかの理由で委託医療機関以外の医療機関で予防接種を受けた者とする。ただし、対象者が未成年又は被成年後見人である場合は、対象者の親権を行う者、後見人又はこれに準ずるもので、現に対象者を監護する者とする。

- (1) 母親の里帰り出産、両親の離婚調停中等の理由により、県外に事実上居住する場合
- (2) 県外施設への入所等の理由により県外に事実上居住する場合
- (3) 町長がその他やむを得ない特別の理由があると認める場合

(対象となる予防接種)

第 3 条 償還払いの対象となる予防接種は、定期予防接種等（高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種を除く。以下同じ。）とする。

(償還払いの額)

第 4 条 償還払いの額は、定期予防接種等について、対象者が医療機関において負担した額と町が公益社団法人岡山県医師会及び一般社団法人浅口医師会と契約する予防接種業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）で定める委託料のいずれか少ない額とする。ただし、避難勧告等により、県外へ一時的に滞在する場合は、対象者が医療機関において負担した額を町が全額負担するものとする。

2 前項の業務委託契約で定める委託料の額は、接種日の属する年度における業務委託契約の委託料の額とする。

(依頼書の交付申請)

第 5 条 償還払いを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定期予防接種等を受ける前に、里庄町予防接種実施依頼書交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該予防接種を受ける医療機関に対して、里庄町予防接種実施依頼書（様式第 2 号。以下「依頼書」という。）を交付するものとする。

3 依頼書の有効期限は、交付の日から3月以内とする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(償還払いの申請)

第6条 申請者は、定期予防接種等を受けた後、次に掲げる書類を添えて、里庄町定期予防接種等費用償還払申請書(様式第3号)及び里庄町定期予防接種等費用償還払請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(1) 接種した医療機関の領収書の原本(第3条に規定する予防接種と分かるもの)

(2) 予防接種の記録が記載されているもの(母子健康手帳又は予防接種済証)

(3) 予防接種予診票の原本又は写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、接種日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。

(償還払いの交付決定)

第7条 町長は、前条の申請等があったときは、その内容を審査し、速やかに償還払金の交付の可否を決定し、里庄町定期予防接種等費用償還払金交付可否決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為等により償還払いを受けた者があるときは、償還払いの交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に償還払いされているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。